

一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）定款第2章の規定に基づき、会員が本会に納付する会費の額及び徴収方法について定めるほか、会員管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、定款第6条のとおりとする。

(会費)

第3条 会費は年会費とし、別表のとおりとする。

2 会員がすでに納入した会費、その他の拋出金品は、過誤納による場合のほかこれを返還しない。

(会費算定の基準日)

第4条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

(会費の納入方法及び納期)

第5条 会員は、本会からの請求書受領後、指定された期日までに、振込により本会の銀行口座に会費を納入するものとする。

(入会の申込み)

第6条 正会員として入会を希望する者は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会入会申込書について本会を経由し公益社団法人全国老人福祉協議会へ提出した場合に、当該申込をもって本会への入会を申込したものとする。

2 賛助会員として入会を希望する者は、賛助会員申込書（様式1）を本会へ提出するものとする。

3 会長は、申込書を受領した後、入会の可否について審査して決定しなければならない。

(入会の成立)

第7条 会員が本会或いは公益社団法人全国老人福祉協議会から送付する入会申込受理通知書を受領した時に、正式に入会したものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入会は無効とする。

(1) 当該施設又は事業所の代表者又は開設準備責任者以外の第三者が申込みを行っていた場合

(2) 申込みの際に虚偽の届出をした場合

(登録内容の変更)

第8条 会員は、登録内容に変更が生じた場合は、理事会が別に定める変更届(様式2、又は様式2の2)を速やかに本会あて提出するものとする。

(退会等)

第9条 会員は、退会する場合、理事会が別に定める退会届(様式3)を本会に提出しなければならない。

2 会員が2年以上、年会費を納入しない場合、会員が代表者となる施設・事業所が解散したときは、定款第11条により会員資格を喪失する。

(規程の変更)

第10条 この規程の改廃は、会員総会の承認を得て行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の変更は、令和5年4月1日から施行する。

(別 表)

(1) 正会員会費 (均等割及び定員割)

均 等 割	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム ケアハウス 等	定員50人以上	34,000円
		定員50人未満	20,000円
	ショート専用施設 生活支援ハウス サービス付き高齢者向け住宅		20,000円
定 員 割	1名あたり400円 × 定員数		

(2) 賛助会員会費 (一口)

団 体	個 人
10,000円	5,000円